

## 南陽市農業委員会委員総会会議録

南陽市農業委員会会長 高橋 善一 は、南陽市農業委員会委員総会を令和4年5月25日午後1時30分南陽市役所議会全員協議会室に招集した。

1. 招集委員 13名
2. 出席委員 13名にしてその氏名は次のとおり  
1番 高橋 善一      2番 高橋 隆      3番 山岸 誠  
4番 黒澤 ちよ子    5番 本間 仁一    6番 青木 憲一  
7番 浅野 厚司      8番 伊藤 圭一    9番 神尾 篤志  
10番 朝倉 善則     11番 鈴木 正徳    12番 渡沢 寿  
13番 安達 芳紀
3. 出席事務局職員 南陽市農業委員会 事務局長 安部 浩二  
同 上 事務局長補佐 山内 美穂  
同 上 農地係長 嶋貫 信一郎
4. 付議事件  
日程第1 会議録署名委員の指名について  
日程第2 会期の決定について  
日程第3 諸般の報告について  
日程第4 報第 8号 南陽市認定農業者の認定について  
日程第5 報第 9号 農地法第18条第6項の規定による通知の報告について  
日程第6 議第17号 農地法第3条の規定による許可申請に対する許可の可否について  
日程第7 議第18号 農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見決定について  
日程第8 議第19号 非農地証明願に対する可否について  
日程第9 議第20号 南陽市農用地利用集積計画の策定に係る決定について



安部事務局長 　ただ今上程されました、報第9号「農地法第18条第6項の規定による通知の報告について」の提案理由を申し上げます。

　本案は、農地法第18条第6項の規定により、本委員会に対し賃貸借の合意解約が成立した旨の通知が25件ありましたので、ご報告するものであります。

議長（高橋会長） 　ただ今、事務局長より説明がありましたが、農地係長の補足説明を求めます。

嶋貫農地係長 　ただ今、提案されました、報第9号について、ご説明申し上げます。議案書は3ページから6ページになります。

　1番から25番までの全ての案件が、令和4年度作付け分の中間管理事業への申込のために、既存の賃貸借契約を、合意解約するものです。事前に通知させていただいておりますが、案件毎の説明は省略させていただきますので、よろしく願いいたします。

　以上です。

議長（高橋会長） 　ただ今の報告に対して、質疑ございませんか。

……………なしの声……………

議長（高橋会長） 　その他「なし」の声がありますので、報第9号は了承いただいたものと認めます。

議長（高橋会長） 　次に、日程第6　議第17号「農地法第3条の規定による許可申請に対する許可の可否について」を上程いたします。

　提案理由の説明を事務局長にいたさせます。

安部事務局長 　ただ今上程されました、議第17号「農地法第3条の規定による許可申請に対する許可の可否について」の提案理由を申し上げます。

　本案は、農地法第3条の規定により、本委員会に対し、所有権移転3件、賃借権設定2件、使用貸借権設定5件、合計10件の許可申請がありましたので提案するものであります。

　農地法第3条第2項各号の規定に基づきご審議のうえ、許可の可否を決定くださるようお願い申し上げます。

議長（高橋会長） 　ただ今、事務局長から提案理由の説明がありましたが、農地係長の補足説明を求めます。

嶋貫農地係長 　ただ今、提案されました、議第17号について、ご説明申し上げます。議案書は7ページから9ページになります。

嶋貫農地係長

はじめに、7ページをご覧ください。所有権移転の申請となります。

1番につきましては、▲▲の■■■■さんと▲▲の■■■■さんの申請で、▲▲字▲▲4416番 田 742㎡を所有権移転したい旨の申出があったものです。

2番につきましては、▲▲の■■■■さんと▲▲の■■■■さんの申請で、▲▲字▲▲4401番59 畑 2, 575㎡を所有権移転したい旨の申出があったものです。

3番につきましては、▲▲の■■■■さんと▲▲の■■■■さんの申請で、▲▲字▲▲3593番1 畑 68㎡を所有権移転したい旨の申出があったものです。

次に、8ページをご覧ください。賃貸借権設定の申請となります。

4番につきましては、▲▲の■■■■さんと▲▲の■■■■さんとの間で設定するもので ▲▲字▲▲5066番1 田 外2筆 合計5, 007㎡について、新規の10年で、毎年12月31日支払、金納となっております。

5番につきましては、▲▲の■■■■さんと▲▲の■■■■さんとの間で設定するもので ▲▲字▲▲168番 外1筆 田 合計3, 123㎡について、新規の3年で、毎年11月30日支払、金納となっております。

次に、9ページをご覧ください。使用貸借権設定の申請となります。

6番につきましては、▲▲の■■■■さんと▲▲の■■■■さんとの間で設定するもので、▲▲字▲▲1068番 畑 813㎡を新規の1年契約となっております。

7番につきましては、▲▲の■■■■さんと▲▲の■■■■さんとの間で設定するもので、▲▲字▲▲1211番 外3筆 畑 合計1, 862㎡を新規の1年契約となっております。

8番につきましては、▲▲の■■■■さんと▲▲の■■■■さんとの間で設定するもので、▲▲字▲▲1239番 畑 257㎡を新規の1年契約となっております。

9番につきましては、▲▲の■■■■さんと▲▲の■■■■さんとの間で設定するもので、▲▲字▲▲1067番 外3筆 畑 合計2, 981㎡を新規の1年契約となっております。

10番につきましては、▲▲の■■■■さんと▲▲の■■■■さんとの間で設定するもので、▲▲字▲▲1069番 畑 165㎡を新規の1年契約となっております。

なお、6番から10番の案件につきましては、■■■■委員が耕作放棄地を再生する事業で、契約の1年目を使用貸借で2年目以降賃貸借に切り替える予定でいらっしゃるようで、最初の1年目の契約を使用貸借権の設定で申請いただいているものです。

以上です。

議長（高橋会長）

ここで、現地調査について担当委員より、報告をお願いします。

はじめに、1番の現地調査については、竹田壮芳推進委員より、調査いただいておりますので、事務局より報告をお願いします。

嶋貫農地係長 ▲▲地区の■■■■委員の息子さんの申請です。竹田壮芳委員から調査をいただきました。作付けはされていませんでしたが、転作利用として大豆を作付けする予定で管理されていると報告いただいております。以上です。

議長（高橋会長） 次に、2番の現地調査について、3番 山岸誠委員より報告をお願いします。

3番  
（山岸 誠委員） 5月17日に■■■■さん本人と現地を確認してまいりました。まだ作付けはされておりませんが、すぐにでも作付け可能という状態でした。

議長（高橋会長） 次に、3番の現地調査については、長谷部修推進委員より、調査いただいておりますので、事務局より報告をお願いします。

嶋貫農地係長 ▲▲の申請で、■■■■委員の担当地区ですが、ご本人の申請のため長谷部委員から調査いただきました。  
現在■■■■委員が果樹園として使ってらっしゃるとのことで周辺農地にも影響ないことを確認したとご報告いただいております。  
以上です。

議長（高橋会長） 次に、4番の現地調査について、2番 高橋隆委員より報告をお願いします。

2番  
（高橋 隆委員） 5月23日現地を確認してまいりました。申請地は全てが耕作され周辺農地への影響もないことを確認してまいりました。以上です。

議長（高橋会長） 次に、5番の現地調査について、6番 青木憲一委員より報告をお願いします。

6番  
（青木 憲一委員） 5月20日に現地調査を行いました。申請地は全て耕作され、周辺農地への影響もないことを確認してまいりました。以上です。

議長（高橋会長） お諮りいたします。  
この案件については、「農業委員会等に関する法律」第31条の規定に基づく議事参与の制限に該当する委員が1名おりますので、分割して審議したいと思います。  
これに、ご異議ございませんか。

……………異議なしの声……………

議長（高橋会長） 異議なしと認めます。よって、本案件は、分割して審議することに決しました。  
それでは始めに、議第17号 1番の案件について審議いたします。

議長（高橋会長） ここで、11番 鈴木正徳委員の退席を求めます。

……………鈴木正徳委員 退席……………

議長（高橋会長） これより、本案件について審議に入ります。  
本案件について、質疑、意見を求めます。質疑、意見はございませんか。

…………なしの声…………

議長（高橋会長） 「なし」の声がありますので、質疑、意見を終結いたします。  
本案件について表決いたします。  
お諮りいたします。ただ今の1番の案件について、申請のとおり許可することが妥当と認める委員は、挙手をお願いいたします。

…………全員挙手…………

議長（高橋会長） 妥当と認める委員が全員と認めます。  
よって、本案件については、申請のとおり許可することに決しました。

議長（高橋会長） ここで、11番 鈴木正徳委員の復席を求めます。

…………鈴木正徳委員 復席…………

議長（高橋会長） お諮りいたします。  
これより議題17号 2番から10番までの9つの案件について審議に入りますが、一括して審議することにご異議ございませんか。

…………異議なしの声…………

議長（高橋会長） 異議なしと認めます。  
それでは、一括して審議いたします。本案件について、質疑、意見を求めます。質疑、意見はございませんか。

…………なしの声…………

議長（高橋会長） 「なし」の声がありますので、質疑、意見を終結いたします。

安部事務局長 本案件について、表決いたします。  
お諮りいたします。ただ今の2番から10番までの9つの案件について、申請のとおり許可することが妥当と認める委員は、挙手をお願いいたします。

…………全員挙手…………

議長（高橋会長） 妥当と認める委員が全員と認めます。  
よって、本案件については、申請のとおり許可することに決しました。

議長（高橋会長） 次に、日程第7 議第18号「農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見決定について」を上程いたします。  
提案理由の説明を事務局長にいたさせます。

安部事務局長

ただ今上程されました、議第18号「農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見決定について」の提案理由を申し上げます。

本案は、農地法第5条第1項の規定により、本委員会に対し2件の許可申請がありましたので、提案するものであります。

関係法令、通達及び農地転用許可基準に基づいてご審議のうえ、意見を決定くださるようお願い申し上げます。

議長（高橋会長）

ただ今、事務局長から提案理由の説明がありましたが、農地係長の補足説明を求めます。

嶋貫農地係長

ただ今、提案されました、議第18号について、ご説明申し上げます。議案書は10ページになります。

1番につきましては、▲▲の■■■■さんが、▲▲の■■■■さん外5名から、▲▲字▲▲498番1 外16筆 田が14,882㎡畑が52㎡ 合計14,934㎡の所有権移転をうけ、宅地分譲するため、申請があったものです。

当該地は、農地区分第3種農地と判断でき、転用目的も問題なく、許可要件を満たすと考えます。

2番につきましては、■■■■さんが、▲▲の■■■■さんと使用貸借権を設定して、▲▲字▲▲1134番1の一部 田 403.09㎡を、資材置場として一時的に使用するため、申請があったものです。

当該地は、原則転用できない農振農用地ではありますが、例外規定に該当する一時転用申請であり、農地に復元されるものでして、転用目的も問題なく許可要件を満たすと考えます。■■■■の鉄塔を設置するための一時的な資材置き場となっております。

以上です。

議長（高橋会長）

ここで、1番及び2番の現地調査について、3番 山岸 誠委員より、報告をお願いします。

3番  
（山岸 誠委員）

5月18日に、私と高橋隆委員、安部事務局長、嶋貫係長の4名で現地調査を行いました。全ての案件について申請どおりであったことをご報告いたします。

議長（高橋会長）

お諮りいたします。

これより審議に入りますが、一括して審議することにご異議ございませんか。

……………異議なしの声……………

議長（高橋会長）

異議なしと認めます。それでは、一括して審議いたします。

議長（高橋会長）

本案件について、質疑、意見を求めます。

質疑、意見はございませんか。

1 3 番 (安達芳紀委員) 1 番に関してです。1 町 4 反くらい面積があるようで、かなりの広い面積ですが、場所だけ教えていただきたいです。

嶋貫農地係長 お答え申し上げます。おおよその場所は、■■木材さんの裏側、▲▲を渡ってすぐの陰に隠れた部分です。  
申請地の東側に■■さんが作っている田んぼもありますが、市道との間は今作付けがほとんどされておらず、少し荒れ気味の土地です。ここを一体的に転用ということで、最初は小さい面積で宅地分譲の話がありましたが近隣の方が皆私も私もと手を上げて面積が増え、このくらいの面積になったと伺っております。

1 3 番 (安達芳紀委員) あの川沿いの道路から面しているところからは直接は入れない土地ですか。

嶋貫農地係長 今回、昔の■■建設さん、今は、■■■さんのある所を一部買い上げしまして、そこから乗り入れする道路も作る予定のようです。主な通りは、▲▲に上っていく側が比較的面しているところが大きいので、そこから入る側と、その先の、昔■■屋の■■屋さんがあった所の道路からもぐるっと回れるように、一体的に繋がるようなかたちでの申請になっております。  
以上です。

1 3 番 わかりました。

(安達芳紀委員) 他にございませんか。

議長 (高橋会長) 私からですが、高低差はないのでしょうか。

嶋貫農地係長 北側から南側の▲▲川にかけて段差があります。分譲で、東西の道路を何本か切るものと、南北の道路が 2 本くらい入る予定でして、東西の道路で段差を少しずつ取って行って 1 段目 2 段目 3 段目というかたちで分譲できるよう設計されているようです。

議長 (高橋会長) ちなみに上と下では値段の差はあるのでしょうか。

嶋貫農地係長 総額でいくらという売買価格の記載はありますが、実際の販売価格までは申請の時点では上がっておりません。奥の方は条件が悪い部分もあるようで、その辺りは安くなるのではないかと、図面を見た限りでは値段はかなり差があると予想しています。

安部事務局長 何区画ですか。

嶋貫農地係長 宅地分譲は 4 6 区画になります。

議長 (高橋会長) 皆さんから他にございませんか。

…………なしの声…………



議長（高橋会長） 本案件について表決いたします。  
お諮りいたします、ただ今の1番及び2番の2つの案件について、申請のとおり許可相当の意見を付することが妥当と認められる委員は、挙手願います。

……………全員挙手……………

議長（高橋会長） 妥当と認める委員が全員と認めます。  
よって、本案件については、申請のとおり許可相当の意見を付することに決しました。

議長（高橋会長） 次に、日程第8 議第19号「非農地証明願に対する可否について」を上程いたします。  
提案理由の説明を事務局長にいたさせます。

安部事務局長 ただ今上程されました、議第19号「非農地証明願に対する可否について」の提案理由を申し上げます。  
本案は、農地法第2条に規定する農地に該当しない旨の証明の願い出が本委員会に対し2件ありましたので、提案するものであります。  
事実を確認のうえ、証明の可否を決定くださるようお願い申し上げます。

議長（高橋会長） ただ今、事務局長から提案理由の説明がありました、農地係長の補足説明を求めます。

嶋貫農地係長 ただいま提案されました、議第19号につきまして、ご説明します。  
議案書11ページをご覧ください。

1番につきましては、▲▲の■■■■さんから願出があったもので、▲▲字▲▲167番5 登記地目が畑 25㎡が、昭和60年以前から住宅敷地の一部として利用され、現在に至っているものです。  
耕作出来る状態に回復するのが困難なため、証明できるものと判断できます。

2番につきましては、▲▲県の■■■■さんから願出があったもので、▲▲字▲▲1415番2 外1筆 登記地目が畑 合計29.61㎡が、昭和50年頃から住宅敷地の一部として利用され、現在に至っているものです。

耕作出来る状態に回復するのが困難なため、証明できるものと判断できます。

以上です。

議長（高橋会長） ここで、現地調査について、報告をお願いします。

1番及び2番の現地調査について、3番 山岸 誠委員より、報告をお願いします。

3番  
（山岸 誠委員） 5月18日に私と高橋隆委員、安部事務局長、嶋貫係長の4名で現地調査を行いました。全ての案件について、申請どおりであったことをご報告いたします。

議長（高橋会長） お諮りいたします。  
これより審議に入りますが、一括して審議することにご異議ございませんか。

……………異議なしの声……………

議長（高橋会長） 異議なしと認めます。  
それでは、一括して審議いたします。本案件について、質疑、意見を求めます。質疑、意見はございませんか。

8番 わずかな面積ですが今更出てきたのはどうしてですか。

（伊藤圭一委員）  
嶋貫農地係長

お答え申し上げます。

1番の案件につきましては、隣接する宅地の部分もございまして、それも含めて第三者に処分したいというところで地目が畑だったと判明したものです。

2番の案件につきましては、■■さんが取得の相談をされている案件で、現地は駐車場になっていまして、地目が畑のままで所有権移転は難しいということで申請があったものです。

議長（高橋会長） よろしいですか。

8番 はい。

（伊藤圭一委員）

議長（高橋会長） 他にございますか。

……………なしの声……………

議長（高橋会長） 「なし」の声がありますので、質疑、意見を終結いたします。

議長（高橋会長） 本案件について、表決いたします。  
お諮りいたします、ただ今の1番及び2番の2つの案件について、願い出のとおり証明することが妥当と認める委員は、挙手をお願いいたします。

……………全員挙手……………

議長（高橋会長） 妥当と認める委員が、全員と認めます。

よって、本案件については、願い出のとおり証明することに決しました。

議長（高橋会長） 次に、日程第9 議第20号「南陽市農用地利用集積計画の策定に係る決定について」を上程いたします。

提案理由の説明を事務局長にいたさせます。

安部事務局長

ただ今上程されました、議第20号「南陽市農用地利用集積計画の策定に係る決定について」の提案理由を申し上げます。

本案は、令和4年5月16日付け農第145号をもって、南陽市長から本委員会に対し、「農業経営基盤強化促進法」第18条に基づいて、賃借権設定61件、使用賃借権1件、合計62件に関する農用地利用集積計画を策定するため、当該計画について同条第1項の規定により、本委員会において決定するよう求められましたので、ご提案するものであります。ご審議のうえ決定くださるよう、よろしく願い申し上げます。

議長（高橋会長）

ただ今、事務局長より説明がありましたが、事務局長補佐の補足説明を求めます。

山内事務局長補佐

ただ今提案されました、議第20号につきまして、ご説明を申し上げます。

15ページにつきましては、総括表となっております。賃借権設定が61件で計画面積が田221, 254㎡、畑13, 551㎡、合計234, 805㎡となっております、使用貸借が1件で計画面積が田549㎡となっております。

16ページをご覧ください。

賃借権の設定につきましてご説明申し上げます。

1番につきましては、▲▲の■■■■さんと▲▲の■■■■さんとの間で設定するもので、▲▲字▲▲6番の田820㎡外4筆の合計9, 019㎡について、再設定の令和4年度一作で、10月31日支払、金納となっております。

次に、2番の▲▲の■■■■さんから23ページの61番の▲▲の■■■■さんまでの60件につきましては、農地中間管理事業に伴う「やまがた農業支援センター」を介しての賃借権を設定するものです。

事前に通知させていただいておりましたので、このたびは件数が多いことから、案件毎の説明を省略させていただきますので、よろしく願いいたします。

山内事務局長補佐

次に、使用賃借権1件についてご説明申し上げます。

24ページをご覧ください。

▲▲の■■■■さんと▲▲の■■■■さんとの間で「やまがた農業支援センター」を介して使用賃借件を設定するもので、▲▲字▲▲1107番の田259㎡外1筆の合計549㎡について、新規の10年契約となっております。

議長（高橋会長）

お諮りいたします。

この案件については、「農業委員会等に関する法律」第31条の規定に基づく議事参与の制限に該当する委員が3名おりますので、分割して審議したいと思います。

これに、ご異議ございませんか。

……………異議なしの声……………

議長（高橋会長） 異議なしと認めます。よって本案件は、分割して審議することに決しました。

議長（高橋会長） それでは、始めに、議第20号3番の案件について、審議いたします。  
ここで、4番 黒澤ちよ子委員の退席を求めます。

……………黒澤ちよ子委員退席……………

議長（高橋会長） これより、本案件について審議に入ります。  
質疑、意見を求めます。  
質疑、意見はございませんか。

……………なしの声……………

議長（高橋会長） 「なし」の声がありますので、質疑、意見を終結いたします。

議長（高橋会長） 本案件について、表決いたします。  
お諮りいたします、ただ今の3番の案件について、計画のとおり決定することが妥当と認める委員は、挙手をお願いいたします

……………全員挙手……………

議長（高橋会長） 妥当と認める委員が全員と認めます。  
よって、本案件については、計画のとおり決定すべきものと決しました。

議長（高橋会長） ここで、4番 黒澤ちよ子委員の復席を求めます。

……………黒澤ちよ子委員復席……………

議長（高橋会長） それではここで、議長を高橋隆会長職務代理者に交代いたします。

〈 高橋善一 会長は、局長席隣の椅子に移動 〉

〈 高橋 隆 会長職務代理者は議長席に移動 〉

議長（高橋会長職務代理者） 議長を交代いたしました。

議長（高橋会長職務代理者） それでは、議第20号 4番から6番までの3つの案件について、審議いたします。  
ここで、1番 高橋善一委員の退席を求めます。

……………高橋善一委員退席……………

議長（高橋会長職務代理者） これより、本案件について、審議に入りますが、一括して審議することにご異議ございませんか。

……………異議なしの声……………

議長（高橋会長職務代理者） 異議なしと認めます。  
それでは、一括して審議いたします。

議長（高橋会長職務  
代理者） 本案件について、質疑、意見を求めます。  
質疑、意見はございませんか。

…………なしの声…………

議長（高橋会長職務  
代理者） 「なし」の声がありますので、質疑、意見を終結いたします。

議長（高橋会長職務  
代理者） 本案件について、表決いたします。  
お諮りいたします、ただ今の4番から6番までの3つの案件について、計画のとおり決定することが妥当と認める委員は、挙手をお願いいたします。

…………全員挙手…………

議長（高橋会長職務  
代理者） 妥当と認める委員が全員と認めます。  
よって、本案件については、計画のとおり決定すべきものと決しました。

議長（高橋会長職務  
代理者） ここで、1番 高橋善一委員の復席を求めます。

…………高橋善一委員復席…………

議長（高橋会長職務  
代理者） それでは、議長を高橋善一会長に交代いたします。

議長（高橋会長） 議長を交代いたしました。

議長（高橋会長） 次に、議第20号 16番の案件について、審議いたします。  
ここで、11番 鈴木正徳委員の退席を求めます。

…………鈴木正徳委員退席…………

議長（高橋会長） これより、本案件について審議に入ります。  
質疑、意見を求めます。  
質疑、意見はございませんか。

7番  
（浅野厚司委員） 賃貸借の料金が今年から改正になったと把握しています。金額にばらつきがあるので、参考までに、どういう形でこの金額になったのか分ければ教えていただきたいです。

嶋貫農地係長 ご説明申し上げます。作付けできる場所と、転作地と、転作しても作物が植えられないような場所の3段階の農地があるようでした。作付けできる所は1反あたり1万円、そこも地盤が柔らかく減額して1万円になっています。また、転作して大豆等が植えられる所で3千円、それにもならないような所が千円という価格設定で、地権者の方と合意が得られまして、この金額になっております。

議長（高橋会長） その他に質疑、意見ございますか。

…………なしの声…………

議長（高橋会長） 「なし」の声がありますので、質疑、意見を終結いたします。

議長（高橋会長） 本案件について、表決いたします。  
お諮りいたします、ただ今の16番の案件について、計画のとおり決定することが妥当と認める委員は、挙手をお願いいたします。

……………全員挙手……………

議長（高橋会長） 妥当と認める委員が全員と認めます。  
よって、本案件については、計画のとおり決定すべきものと決しました。

議長（高橋会長） ……………鈴木正徳委員復席……………

議長（高橋会長） これより、議第20号 3番から6番及び16番を除く57の案件について審議に入りますが、一括して審議することにご異議ございませんか。

……………異議なしの声……………

議長（高橋会長） 異議なしと認めます。  
それでは、一括して審議いたします。

議長（高橋会長） 本案件について、質疑、意見を求めます。  
質疑、意見はございませんか。

……………なしの声……………

議長（高橋会長） 「なし」の声がありますので、質疑、意見を終結いたします。

議長（高橋会長） 本案件について、表決いたします。  
お諮りいたします、ただ今の3番から6番及び16番を除く57の案件について、計画のとおり決定することが妥当と認める委員は、挙手をお願いいたします。

……………全員挙手……………

議長（高橋会長） 妥当と認める委員が全員と認めます。  
よって、本案件については、計画のとおり決定すべきものと決しました。

議長（高橋会長） 以上をもちまして、本日提案されました議題は、すべて終了いたしました。

よって、令和4年5月18日付け南農委告示第7号をもって招集いたしました南陽市農業委員会 委員総会を閉会いたします。

（閉会：ときに午後2時6分）